

議案第 9 3 号

亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市病院事業の設置等に関する条例（平成27年亀山市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「94床」を「92床」に改め、同条に次の1項を加える。

4 病院事業の附帯事業として次に掲げる事業を行うため、訪問看護ステーションを設置する。

（1）健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する指定訪問看護

（2）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する指定訪問看護

（3）介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する訪問看護及び介護予防訪問看護

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。